

■議案第46号 平成29年度 四万十町教育委員会楽器購入事業に係る売買契約の締結について

【要旨】

本議案は、窪川中学校吹奏楽部及び大正中学校音楽部で使用する楽器が老朽化及び不足しており、部活動に支障をきたしていることから、楽器を購入するものです。

本事業に伴う売買契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契約件名	平成29年度 四万十町教育委員会楽器購入事業	
納入場所	四万十町 地内	
契約金額	7,922,448円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 586,848円)	
契約の相手方	住所 高知市相模町17番21号 氏名 株式会社 楽器堂 代表取締役 下元 直哉	
購入備品	窪川中学校	フルート、クラリネット、サクソ、トランペット、 ビブラフォン等19台 計 5,470,124円
	大正中学校	サクソ、トランペット、トロンボーン、ビブラフ オン、ドラムセット等12台 計 2,452,324円

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）抜粋

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。